

~~届出制手数料届出書~~
届出制手数料変更届出書

① 平成26 年 3 月 13 日

厚生労働大臣 殿

株式会社大阪ワークステーション

(ふりがな)

にしむた ただし

②届出者 氏名 代表取締役 西牟田 正志

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	27-ユ-040027
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃ おおさかわーくすてーしょん 株式会社 大阪ワークステーション
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒545-0021 電話 06(6627)1712 おおさかふ おおさかし あべのく はんなんちょう 大阪府 大阪市 阿倍野区 阪南町 1-50-7 おかもとびる 岡本ビル3階
⑥適用開始・変更予定日	平成26 年 4 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別途 手数料表添付
⑧備 考	株式会社大阪ワークステーション総務部に 適用する



手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

1 求職受付手数料

求職（取扱職業のうち芸能家、家政婦（夫）配せん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき 690 円（消費税相当分を含みます。）

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1ヶ月間に3件を超える場合は、1ヶ月につき3件分に相当する額を限度とします。

（新たに求職の申込みを受理した月における求職受付手数料については、月の上旬に受理した場合は3件まで、中旬に受理した場合は2件まで、下旬の場合は1件のみ申し受けます。）

2 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1人につき 1,000円 手数料負担者は、求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 100 % 手数料負担者は、求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 50 % 手数料負担者は、求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000円 活動一日当たり 50,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 50 % 手数料負担者は、求人者 とします。
就職を容易にするための求職者の対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 20 % 手数料負担者は、 <u>依頼</u> 雇用主 とします。

上記手数料には別途消費税が加算されます。

許可番号 27-ユ-040027

事業所の名称及び所在地 大阪府大阪市阿倍野区阪南町1-50-7 岡本ビル3F

株式会社 大阪ワークステーション 紹介事業部